

令和2年度

釧路市各会計予算書

令和2年度釧路市各会計予算書

目次

1	一般会計	3
2	特別会計	
(1)	国民健康保険	17
(2)	国民健康保険阿寒診療所事業	21
(3)	国民健康保険音別診療所事業	27
(4)	後期高齢者医療	33
(5)	介護保険	37
(6)	魚揚場事業	43
(7)	駐車場事業	49
(8)	動物園事業	53
3	企業会計	
(1)	病院事業	59
(2)	水道事業	65
(3)	工業用水道事業	71
(4)	農業用簡易水道事業	75
(5)	下水道事業	79
(6)	公設地方卸売市場事業	83
(7)	港湾整備事業	87

総 括 表

会 計 名		当初予算額	第1回	第2回	第3回	第4回	第5回	第6回	
			月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	
		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
一 般 会 計		99,500,000							
特 別 会 計	国 民 健 康 保 険	16,941,985							
	国民健康保険阿寒診療所事業	465,285							
	国民健康保険音別診療所事業	331,527							
	後 期 高 齢 者 医 療	2,522,057							
	介 護 保 険	保 険 事 業 勘 定	17,063,489						
		介 護 サ ー ビ ス 勘 定	128,539						
	魚 揚 場 事 業	265,966							
	駐 車 場 事 業	123,998							
	動 物 園 事 業	382,904							
	企 業 会 計	病 院 事 業	20,815,823						
水 道 事 業		9,663,621							
工 業 用 水 道 事 業		154,685							
農 業 用 簡 易 水 道 事 業		32,649							
下 水 道 事 業		10,901,181							
公 設 地 方 卸 売 市 場 事 業		174,620							
港 湾 整 備 事 業		1,023,436							
合 計		180,491,765							

一 般 会 計

令和2年度釧路市一般会計予算

令和2年度釧路市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ99,500,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入の最高額は、25,000,000千円と定める。

令和2年2月28日提出

釧路市長 蝦名大也

第1表 歳入歳出予算
歳入

款	項	金額
1 市 税		千円
		20,913,075
	1 市 民 税	9,083,809
	2 固 定 資 産 税	8,328,564
	3 軽 自 動 車 税	420,173
	4 市 た ば こ 税	1,535,261
	5 鉱 産 税	14,340
	6 入 湯 税	166,002
7 都 市 計 画 税	1,364,926	
2 地 方 譲 与 税		739,050
	1 地 方 揮 発 油 譲 与 税	156,000
	2 自 動 車 重 量 譲 与 税	467,000
	3 森 林 環 境 譲 与 税	62,050
	4 特 別 と ん 譲 与 税	32,000
5 航 空 機 燃 料 譲 与 税	22,000	
3 利 子 割 交 付 金		12,000
1 利 子 割 交 付 金	12,000	
4 配 当 割 交 付 金		34,000
1 配 当 割 交 付 金	34,000	
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		17,000
1 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	17,000	
6 法 人 事 業 税 交 付 金		96,000
1 法 人 事 業 税 交 付 金	96,000	
7 地 方 消 費 税 交 付 金		3,960,000
1 地 方 消 費 税 交 付 金	3,960,000	
8 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金		7,400
1 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	7,400	
9 環 境 性 能 割 交 付 金		96,000
1 環 境 性 能 割 交 付 金	96,000	
10 地 方 特 例 交 付 金		111,812
1 地 方 特 例 交 付 金	111,812	
11 地 方 交 付 税		24,840,000
1 地 方 交 付 税	24,840,000	
12 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金		19,000
1 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	19,000	

款	項	金額
13 分担金及び負担金		千円
	1 分担金	661,145
	2 負担金	27,815
14 使用料及び手数料		633,330
	1 使用料	2,685,552
	2 手数料	2,064,986
15 国庫支出金		620,566
	1 国庫負担金	20,323,032
	2 国庫補助金	17,674,178
	3 国庫委託金	2,610,887
16 道支出金		37,967
	1 道負担金	5,944,125
	2 道補助金	4,443,280
	3 道委託金	1,114,221
17 財産収入		386,624
	1 財産運用収入	309,558
	2 財産売却収入	166,303
18 寄附金		143,255
	1 寄附金	1,102,420
19 繰入金		1,102,420
	1 基金繰入金	1,825,874
20 繰越金		1,825,874
	1 繰越金	1
21 諸収入		1
	1 延滞金及び加算金	5,080,389
	2 預金利子	30,002
	3 貸付金元利収入	115
	4 受託事業収入	4,072,924
	5 雑収入	40,512
22 市債		936,836
	1 市債	10,722,567
歳入合計		10,722,567
		99,500,000

歳出

款	項	金額
1 議会費		千円
	1 議会費	335,696 335,696
2 総務費		4,796,796
	1 総務管理費	4,636,782
	2 徴税費	83,284
	3 選挙費	66,685
	4 監査委員費	10,045
3 民生費		33,402,414
	1 社会福祉費	6,911,820
	2 老人福祉費	832,146
	3 児童福祉費	9,921,060
	4 生活保護費	12,845,044
	5 医療助成費	2,892,344
4 衛生費		4,387,681
	1 保健衛生費	1,151,385
2 清掃費	3,236,296	
5 労働費		108,427
	1 労働費	108,427
6 農林水産業費		1,104,180
	1 農業費	692,503
	2 林業費	309,731
	3 水産業費	101,946
7 商工費		5,446,598
	1 商工費	5,446,598
8 土木費		6,317,694
	1 土木管理費	23,283
	2 道路橋梁費	2,389,719
	3 河川費	287,411
	4 都市計画費	65,990
	5 公園費	870,164
	6 住宅費	2,681,127

款	項	金額
9 港 灣 費		千円
		1,562,591
	1 港 灣 費	1,562,591
10 消 防 費		1,567,415
	1 消 防 費	1,567,415
11 教 育 費		6,009,764
	1 總 務 費	2,795,029
	2 小 学 校 費	770,756
	3 中 学 校 費	459,453
	4 高 等 学 校 費	85,439
	5 幼 稚 園 費	20,252
	6 社 会 教 育 費	1,223,652
	7 保 健 体 育 費	655,183
12 災 害 復 旧 費		16,000
	1 農林水産業施設災害復旧費	4,000
	2 土木施設災害復旧費	12,000
13 公 債 費		13,038,204
	1 公 債 費	13,038,204
14 諸 支 出 金		10,034,306
	1 特 別 会 計 繰 出 金	9,535,496
	2 基 金 償 還 金	498,810
15 職 員 費		11,282,234
	1 職 員 費	11,282,234
16 予 備 費		90,000
	1 予 備 費	90,000
歳 出 合 計		99,500,000

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
帳票印刷等業務委託費	令和3年度から令和7年度まで	122,799
養護老人ホーム等建設協力費	令和3年度	434,213
法人立保育所等整備費補助金	令和3年度	115,745
新ごみ最終処分場整備事業費	令和3年度から令和5年度まで	1,605,384
コンベンション開催補助金	令和3年度から令和7年度まで	15,000
公営住宅等建設費	令和3年度	1,134,749
市立美術館企画展開催費補助金	令和3年度	11,000

第3表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
	千円			
災 害 対 策 費	3,600	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合には起債の翌日から据置期間を含め30年以内に元利均等その他の方法により償還する。 ただし、財政上の都合等により繰上償還し、又は本期間中に未償還額の範囲内において借り換えることができる。
市 有 施 設 補 修・改 修 事 業 費	47,000			
共 栄 ふ れ あ い セ ン ター 整 備 事 業 費	313,700			
鉄 北 み ど り 会 館 解 体 事 業 費	24,400			
アイヌ住宅改良資金 貸 付 事 業 費	10,200			
福祉施設整備協力費	79,700			
老人福祉施設整備協力費	186,000			
児童発達支援センター 通 園 バ ス 購 入 費	5,200			
法 人 立 保 育 所 等 整 備 費 補 助 金	14,700			
中部子育て支援拠点 センター施設整備費	38,500			
松浦児童館解体事業費	13,000			
夜間急病センター 医 療 機 械 器 具 整 備 費	18,700			
高 等 看 護 学 院 施 設 整 備 事 業 費	71,700			
火葬場施設整備費	58,500			

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
	千円			
釧路広域連合負担金	852,200	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合には起債の翌日から据置期間を含め30年以内に元利均等その他の方法により償還する。 ただし、財政上の都合等により繰上償還し、又は本期間中に未償還額の範囲内において借り換えることができる。
新ごみ最終処分場整備事業費	76,900			
農業用水道管理費	3,000			
市営牧場整備費	163,200			
農道管理費	9,000			
水産生産基盤整備事業負担金	17,400			
釧路工業技術センター施設整備費	8,100			
フィッシャーマンズワーフ施設整備費	13,700			
国設阿寒湖畔スキー場施設整備費	56,200			
阿寒町自然休養村施設整備費	9,900			
除雪グレーダ購入費	20,800			
市道整備事業費	684,100			
低地帯浸水対策事業費	277,800			
公園整備費	287,900			
公営住宅等建設費	1,157,400			

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法			
	千円						
港湾施設整備費	196,700	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合には起債の翌日から据置期間を含め30年以内に元利均等その他の方法により償還する。 ただし、財政上の都合等により繰上償還し、又は本期間中に未償還額の範囲内において借り換えることができる。			
国直轄港湾工事負担金	784,500						
国直轄空港工事負担金	192,000						
消防施設整備費	1,139,900						
阿寒湖義務教育学校整備事業費	973,900						
スクールバス購入費	10,300						
小学校施設整備費	27,300						
中学校施設整備費	6,800						
高等学校施設整備費	26,200						
阿寒幼稚園改修事業費	9,800						
博物館施設整備費	44,300						
市民文化会館施設整備費	38,200						
阿寒町総合運動公園施設整備費	20,200						
水道事業会計出資金	343,000						
過疎対策事業債(ソフト分)	303,100						
臨時財政対策債	2,083,867						
計	10,722,567						

特 別 会 計

国民健康保険特別会計

令和2年度釧路市国民健康保険特別会計予算

令和2年度釧路市の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ16,941,985千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入の最高額は、1,000,000千円と定める。

令和2年2月28日提出

釧路市長 蝦名大也

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 国民健康保険収入		千円
		16,941,985
	1 国民健康保険料	2,605,210
	2 国庫支出金	12,815
	3 道支出金	12,654,047
	4 財産収入	200
	5 繰入金	1,650,726
	6 繰越金	1
	7 諸収入	18,986
歳入合計		16,941,985

歳出

款	項	金額
1 国民健康保険費		千円
		16,941,985
	1 総務費	269,988
	2 保険給付費	12,201,165
	3 国民健康保険事業費納付金	4,075,087
	4 共同事業拠出金	5
	5 財政安定化基金拠出金	14
	6 保健事業費	151,655
	7 諸支出金	241,071
8 予備費	3,000	
歳出合計		16,941,985

国民健康保険阿寒診療所事業特別会計

令和2年度釧路市国民健康保険阿寒診療所事業特別会計予算

令和2年度釧路市の国民健康保険阿寒診療所事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ465,285千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入の最高額は、150,000千円と定める。

令和2年2月28日提出

釧路市長 蝦名大也

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
		千円
1 国民健康保険 阿寒診療所事業収入		465,285
	1 診療収入	168,891
	2 使用料及び手数料	1,386
	3 道支出金	6,055
	4 繰入金	267,083
	5 諸収入	5,070
	6 市債	16,800
歳入合計		465,285

歳出

款	項	金額
		千円
1 国民健康保険 阿寒診療所事業費		465,285
	1 総務費	340,586
	2 医療費	92,355
	3 公債費	31,844
	4 予備費	500
歳出合計		465,285

第2表 地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額 千円	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
医療機械器具整備費	16,800	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合には起債の翌日から据置期間を含め30年以内に元利均等その他の方法により償還する。 ただし、財政上の都合等により繰上償還し、又は本期間中に未償還額の範囲内において借り換えることができる。

国民健康保険音別診療所事業特別会計

令和2年度釧路市国民健康保険音別診療所事業特別会計予算

令和2年度釧路市の国民健康保険音別診療所事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ331,527千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入の最高額は、30,000千円と定める。

令和2年2月28日提出

釧路市長 蝦名大也

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
		千円
1 国民健康保険 音別診療所事業収入		331,527
	1 診療収入	87,247
	2 使用料及び手数料	642
	3 道支出金	4,183
	4 繰入金	231,541
	5 繰越金	1
	6 諸収入	2,513
	7 市債	5,400
歳入合計		331,527

歳出

款	項	金額
		千円
1 国民健康保険 音別診療所事業費		331,527
	1 総務費	286,061
	2 医業費	43,080
	3 公債費	1,986
	4 予備費	400
歳出合計		331,527

第2表 地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額 千円	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
医療機械器具整備費	5,400	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合には起債の翌日から据置期間を含め30年以内に元利均等その他の方法により償還する。 ただし、財政上の都合等により繰上償還し、又は本期間中に未償還額の範囲内において借り換えることができる。

後期高齢者医療特別会計

令和2年度釧路市後期高齢者医療特別会計予算

令和2年度釧路市の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,522,057千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入の最高額は、100,000千円と定める。

令和2年2月28日提出

釧路市長 蝦名大也

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 後期高齢者医療収入		千円
		2,522,057
	1 後期高齢者医療保険料	1,818,906
	2 繰入金	695,843
	3 繰越金	1
	4 諸収入	7,307
歳入合計		2,522,057

歳出

款	項	金額
1 後期高齢者医療費		千円
		2,522,057
	1 総務費	25,531
	2 後期高齢者医療 広域連合納付金	2,491,426
	3 諸支出金	5,100
歳出合計		2,522,057

介護保険特別会計

令和2年度釧路市介護保険特別会計予算

令和2年度釧路市の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 保険事業勘定歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ17,063,489千円と、介護サービス事業勘定歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ128,539千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入の最高額は、500,000千円と定める。

令和2年2月28日提出

釧路市長 蝦名大也

第1表 歳入歳出予算

(保険事業勘定)

歳入

款	項	金額
		千円
1 介護保険収入		17,063,489
	1 介護保険料	3,185,822
	2 国庫支出金	4,084,243
	3 支払基金交付金	4,379,770
	4 道支出金	2,458,129
	5 財産収入	1,787
	6 繰入金	2,951,800
	7 繰越金	1
	8 諸収入	1,937
	歳入合計	17,063,489

歳出

款	項	金額
		千円
1 介護保険費		17,063,489
	1 総務費	488,083
	2 保険給付費	15,691,444
	3 地域支援事業費	838,519
	4 基金積立金	34,670
	5 諸支出金	10,773
	歳出合計	17,063,489

(介護サービス事業勘定)

歳入

款	項	金額
1 介護サービス事業収入		千円
		128,539
	1 サービス収入	90,451
	2 使用料及び手数料	4,788
	3 繰入金	30,519
	4 繰越金	1
	5 諸収入	980
6 市債	1,800	
歳入合計		128,539

歳出

款	項	金額
1 介護サービス事業費		千円
		128,539
	1 総務費	9,069
	2 サービス事業費	118,038
	3 公債費	1,431
4 諸支出金	1	
歳出合計		128,539

第2表 地 方 債

(介護サービス事業勘定)

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
訪問介護車両購入費	千円 1,800	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合には起債の翌日から据置期間を含め30年以内に元利均等その他の方法により償還する。 ただし、財政上の都合等により繰上償還し、又は本期間中に未償還額の範囲内において借り換えることができる。

魚揚場事業特別会計

令和2年度釧路市魚揚場事業特別会計予算

令和2年度釧路市の魚揚場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ265,966千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入の最高額は、100,000千円と定める。

令和2年2月28日提出

釧路市長 蝦名大也

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 魚揚場事業収入		千円
		265,966
	1 使用料及び手数料	62,149
	2 財産収入	2,009
	3 繰入金	43,075
	4 諸収入	8,533
	5 市債	150,200
歳入合計		265,966

歳出

款	項	金額
1 魚揚場事業費		千円
		265,966
	1 事業費	264,576
	2 公債費	890
	3 予備費	500
歳出合計		265,966

第2表 地 方 債

起債の目的	限度額 千円	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
施 設 整 備 費	150,200	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合には起債の翌日から据置期間を含め30年以内に元利均等その他の方法により償還する。 ただし、財政上の都合等により繰上償還し、又は本期間中に未償還額の範囲内において借り換えることができる。

駐車場事業特別会計

令和2年度釧路市駐車場事業特別会計予算

令和2年度釧路市の駐車場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ123,998千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入の最高額は、100,000千円と定める。

令和2年2月28日提出

釧路市長 蝦名大也

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 駐車場事業収入		千円
		123,998
	1 事業収入	122,533
	2 財産収入	594
	3 諸収入	871
歳入合計		123,998

歳出

款	項	金額
1 駐車場事業費		千円
		123,998
	1 事業費	118,998
	2 予備費	5,000
歳出合計		123,998

動物園事業特別会計

令和2年度釧路市動物園事業特別会計予算

令和2年度釧路市の動物園事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ382,904千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入の最高額は、100,000千円と定める。

令和2年2月28日提出

釧路市長 蝦名大也

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 動物園事業収入		千円
		382,904
	1 使用料及び手数料	60,456
	2 道 支 出 金	750
	3 財 産 収 入	68
	4 寄 附 金	1
	5 繰 入 金	321,565
	6 繰 越 金	1
7 諸 収 入	63	
歳 入 合 計		382,904

歳出

款	項	金額
1 動物園事業費		千円
		382,904
	1 事 業 費	358,217
	2 公 債 費	21,687
3 予 備 費	3,000	
歳 出 合 計		382,904

企 業 会 計

病 院 事 業 会 計

令和2年度釧路市病院事業会計予算

(総則)

第1条 令和2年度釧路市病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 病床数 643床
 - ア 一般病床 535床
 - イ 精神病床 94床
 - ウ 感染症病床 4床
 - エ 結核病床 10床

(2) 患者数

区 分	年間延患者数 人	一日平均患者数 人
入院患者	192,355	527
外来患者	324,764	1,331
計	517,119	1,858

(3) 主要な建設改良事業

- ア 院舎改修 10,197千円
- イ 医療機械等整備 1,683,300千円

(収益的收入及び支出)

第3条 収益的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

- 第1款 病院事業収益 18,461,947千円
 - 第1項 医業収益 16,537,624千円
 - 第2項 医業外収益 1,696,787千円
 - 第3項 高等看護学院収益 107,535千円
 - 第4項 特別利益 120,001千円

支 出

- 第1款 病院事業費用 18,438,175千円
 - 第1項 医業費用 17,952,557千円
 - 第2項 医業外費用 224,292千円
 - 第3項 高等看護学院費用 107,535千円
 - 第4項 特別損失 153,791千円

(資本的收入及び支出)

第4条 資本的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的收入額が資本的支出額

に対し不足する額683,742千円は、当年度分資本的収支調整額2,054千円及び過年度分損益勘定留保資金681,688千円で補填するものとする。)

収 入

第1款 資本的収入	1,693,906千円
第1項 企業債	1,693,400千円
第2項 固定資産売却代金	1千円
第3項 寄附金	1千円
第4項 投資	504千円

支 出

第1款 資本的支出	2,377,648千円
第1項 建設改良費	1,703,180千円
第2項 企業債償還金	611,234千円
第3項 投資	63,024千円
第4項 基金積立金	10千円
第5項 道補助金消費税返還金	200千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額 千円	起債の方法	利率	償還の方法
院舎増改築費	10,100	普通貸借	5.0%以内	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合には起債の翌日から据置期間を含め30年以内に元利均等その他の方法により償還する。 ただし、財政上の都合等により繰上償還し、又は本期間中に未償還額の範囲内において借り換えることができる。
医療機械等整備費	1,683,300	又は 証券発行	ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率	
計	1,693,400			

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、2,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額をこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費の金額をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 8,701,438千円

(2) 交際費 1,000千円

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、3,274,404千円と定める。

(重要な資産の取得)

第10条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

種類	名称	数量
医療機械	医療情報システム	1式
	超電導磁石式全身用MR装置	1式
	外科用内視鏡システム	1式
	錠剤分包機	1式

令和2年2月28日提出

釧路市長 蝦名大也

水道事業会計

令和2年度釧路市水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和2年度釧路市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 総配水量	20,757千m ³
(2) 一日平均配水量	56,868m ³
(3) 給水戸数	91,355戸
(4) 主要な建設改良事業	
ア 管路布設	3,484m
イ 浄水場整備	4か所

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 水道事業収益	5,328,249千円
第1項 営業収益	4,866,941千円
第2項 営業外収益	461,308千円
支 出	
第1款 水道事業費用	4,442,629千円
第1項 営業費用	4,148,528千円
第2項 営業外費用	294,101千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,929,694千円は、当年度分資本的収支調整額249,052千円、当年度分損益勘定留保資金1,862,378千円、減債積立金449,579千円及び建設改良積立金368,685千円で補填するものとする。）。

収 入	
第1款 資本的収入	2,291,298千円
第1項 企業債	1,468,100千円
第2項 出資金	343,000千円
第3項 他会計負担金	40,428千円
第4項 工事負担金	370千円
第5項 国庫補助金	439,400千円
支 出	
第1款 資本的支出	5,220,992千円
第1項 建設改良費	3,636,304千円

第2項 企業債償還金

1,584,688千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1資本的支出	1建設改良費	愛国浄水場構内連絡管布設工事	495,000	令和2	22,000
				令和3	44,000
				令和4	187,000
				令和5	242,000
		導水管路基本設計業務	51,150	令和2	25,575
				令和3	25,575
		導水管路環境調査業務	46,156	令和2	23,078
				令和3	23,078

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
上水道第3回拡張事業費	782,300	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合には起債の翌日から据置期間を含め40年以内に元利均等その他の方法により償還する。 ただし、財政上の都合等により繰上償還し、又は本期間中に未償還額の範囲内において借り換えることができる。
上水道配水管整備事業費	491,300			
上水道浄水場施設整備事業費	153,900			
簡易水道整備事業費	40,600			
計	1,468,100			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、1,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額をこれら以外の経費の金額に流用し、水道事業会計

又はこれら以外の経費の金額をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 726,955千円

(2) 交際費 100千円

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、300,000千円と定める。

令和2年2月28日提出

釧路市長 蝦名大也

工業用水道事業会計

令和2年度釧路市工業用水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和2年度釧路市工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水事業所数	4か所
(2) 総給水量	3,156千m ³
(3) 一日平均給水量	8,646m ³
(4) 主要な建設改良事業	
ア 非常用発電機更新	1式

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第1款 工業用水道事業収益		73,766千円
第1項 営業収益		65,956千円
第2項 営業外収益		7,810千円
支 出		
第1款 工業用水道事業費用		60,615千円
第1項 営業費用		59,884千円
第2項 営業外費用		731千円

(資本的支出)

第4条 資本的支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額94,070千円は、当年度分資本的収支調整額8,314千円及び過年度分損益勘定留保資金85,756千円で補填するものとする。）。

支 出		
第1款 資本的支出		94,070千円
第1項 建設改良費		91,454千円
第2項 企業債償還金		2,616千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、50,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費の金額をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない

い。

(1) 職員給与費

9,875千円

令和2年2月28日提出

釧路市長 蝦名大也

農業用簡易水道事業会計

令和2年度釧路市農業用簡易水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和2年度釧路市農業用簡易水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 総配水量	68千m ³
(2) 一日平均配水量	186m ³
(3) 給水戸数	65戸

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第1款 農業用簡易水道事業収益		28,506千円
第1項 営業収益		6,277千円
第2項 営業外収益		22,229千円
支 出		
第1款 農業用簡易水道事業費用		29,110千円
第1項 営業費用		28,858千円
第2項 営業外費用		252千円

(資本的支出)

第4条 資本的支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,539千円は、当年度分資本的収支調整額26千円及び当年度分損益勘定留保資金3,513千円で補填するものとする。）。

支 出		
第1款 資本的支出		3,539千円
第1項 建設改良費		278千円
第2項 企業債償還金		3,261千円

(特例的収入及び支出)

第4条の2 地方公営企業法施行令第4条第4項の規定により当該事業年度に属する債権及び債務として整理する未収金及び未払金の金額は、それぞれ540千円及び3,840千円である。

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、20,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合

(他会計からの補助金)

第7条 農業用簡易水道事業運営のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、12,375千円である。

令和2年2月28日提出

釧路市長 蝦名大也

下水道事業会計

令和2年度釧路市下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和2年度釧路市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 総処理水量	29,761千m ³
(2) 主要な建設改良事業	
ア 管渠布設	1,538m
イ 処理場整備	6か所
ウ ポンプ場整備	4か所

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。なお、営業外費用中支払利息の財源に充てるため、下水道事業債(特別措置分)21,200千円を借り入れる。

収 入	
第1款 下水道事業収益	7,675,531千円
第1項 営業収益	5,245,107千円
第2項 営業外収益	2,430,424千円
支 出	
第1款 下水道事業費用	6,323,409千円
第1項 営業費用	5,784,594千円
第2項 営業外費用	538,815千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,186,596千円は、当年度分資本的収支調整額111,165千円で補填し、なお不足する額2,075,431千円は、一時借入金で措置するものとする。)

収 入	
第1款 資本的収入	2,391,176千円
第1項 企業債	1,522,300千円
第2項 国庫補助金	830,900千円
第3項 他会計補助金	28,440千円
第4項 分担金及び負担金	9,536千円
支 出	
第1款 資本的支出	4,577,772千円
第1項 建設改良費	2,251,469千円
第2項 企業債償還金	2,323,153千円
第3項 国庫補助金返還金	3,150千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
	千円			
下水道建設事業費	1,234,200	普通貸借	5.0%以内	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合には起債の翌日から据置期間を含め40年以内に元利均等その他の方法により償還する。 ただし、財政上の都合等により繰上償還し、又は本期間中に未償還額の範囲内において借り換えることができる。
資本費平準化債	150,000	又は	ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率	
下水道事業債 (特別措置分)	159,300	証券発行		
計	1,543,500			

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、3,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額をこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費の金額をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 448,381千円

(2) 交際費 100千円

(他会計からの補助金)

第9条 下水道事業の建設事業費及び汚水処理費等支払のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、28,440千円及び236,280千円である。

令和2年2月28日提出

鉏路市長 蝦名大也

公設地方卸売市場事業会計

令和2年度釧路市公設地方卸売市場事業会計予算

(総則)

第1条 令和2年度釧路市公設地方卸売市場事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 経常業務

ア 青果物取扱高		99億円
イ 花き取扱高		5億円
ウ 市場施設	売場	6,404㎡
	貸室	2,216㎡

(2) 主要な建設改良事業

ア 雨水管污水管等改修	25,938千円
-------------	----------

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 市場事業収益	150,593千円
第1項 営業収益	67,477千円
第2項 営業外収益	35,116千円
第3項 特別利益	48,000千円
支 出	
第1款 市場事業費用	118,226千円
第1項 営業費用	114,060千円
第2項 営業外費用	4,166千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額19,462千円は、過年度分資本的収支調整額11,586千円及び減債積立金7,876千円で補填するものとする。）。

収 入	
第1款 資本的収入	36,932千円
第1項 企業債	25,900千円
第2項 他会計補助金	11,032千円
支 出	
第1款 資本的支出	56,394千円
第1項 建設改良費	34,330千円
第2項 企業債償還金	22,064千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
雨水管汚水管等 改修工事費	千円 25,900	普通貸借 又は 証券発行	5.0% 以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合には起債の翌日から措置期間を含め40年以内に元利均等その他の方法により償還する。 ただし、財政上の都合等により繰上償還し、又は本期間中に未償還額の範囲内において借り換えることができる。
計	25,900			

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、100,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額をこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費の金額をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 10,062千円

(2) 交際費 10千円

(他会計からの補助金)

第9条 企業債元金の償還及び営業費用等支払のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、11,032千円及び17,439千円である。

令和2年2月28日提出

釧路市長 蝦名大也

港湾整備事業会計

令和2年度釧路市港湾整備事業会計予算

(総則)

第1条 令和2年度釧路市港湾整備事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 経常業務

ア 上屋	上屋貸付	12棟
	オープンヤード貸付	105,709㎡
イ 船舶給水	年間給水量	37,440㎥
ウ 荷役機械	石炭荷役機械貸付	1基
	ガントリークレーン貸付	1基
エ 土地売却	売却面積 西港区	25,100㎡
オ 土地賃貸	貸付換算面積	234,569㎡

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第1款 施設運営事業収益		525,959千円
第1項 営業収益		519,327千円
第2項 営業外収益		6,632千円
第2款 埋立事業収益		315,136千円
第1項 営業収益		315,136千円
合 計		841,095千円
支 出		
第1款 施設運営事業費用		611,665千円
第1項 営業費用		553,887千円
第2項 営業外費用		57,778千円
第2款 埋立事業費用		226,067千円
第1項 営業費用		201,760千円
第2項 営業外費用		24,307千円
合 計		837,732千円

(資本的支出)

第4条 資本的支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額185,704千円は、当年度分資本的収支調整額60千円及び過年度分損益勘定留保資金185,644千円で補填するものとする。）。

支 出		
第1款 資本的支出		185,704千円

第1項 建設改良費	660千円
第2項 企業債償還金	185,044千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、1,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費の金額をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 42,941千円

令和2年2月28日提出

釧路市長 蝦名大也